

安芸高田市の歴史をたどる

中世安芸高田を伝える

県重要文化財 常盤神社玉殿

現在安芸高田市には、有形文化財としての県指定文化財は前号で紹介した佐々井厳島神社玉殿をはじめ8件が知られています。今回紹介する八千代町勝田にある常盤神社の玉殿も、その数少ない県重要文化財の一つです。

常盤神社は明治16年(1883年)に勝田村の八幡神社と新宮神社が合併し、社殿を現在地に移し常盤神社と改称しました。現在の本殿は棟札から元文3年(1738年)に再建されたことがわかり、元の八幡神社本殿とみられます。同神社では、佐々井厳島神社と同様に昭和62年からの八千代町内の神社建築調査で、この本殿内に安置される4基の玉殿は、中央左側の1基(第二殿)が江戸時代のもので、他の3基が室町時代後期のもものと判明しました。この3基は、中央右側にある第一殿が規模がひと回り大きいものの、左右の第三・第四殿とともに建築の形式・手法が似

ており、元の八幡神社における八幡三神に相応するとみられます。3基の玉殿は、流見世棚造といわれる様式のもので、実際の神社本殿を小型化した造りとなっています。また建立当初の薄長板葺の屋根が残るなど、保存状態も極めて良く、中世後期の神社社殿を知る貴重な資料として、平成3年に県重要文化財に



写真1 常盤神社本殿

指定されました。なお同社の合併前の前身である八幡神社は天文年間の中頃(1532—154年頃)毛利氏の重臣・桂元澄が再建、祈願所としたと伝え、一方の新宮神社は天文10年(1541年)毛利元就の二男・吉川元春が再建、祈願所としたと伝えられています。参考文献 『広島県文化財調査報告第18集』(平成4年) 『広島県文化財ニュース』第167号(平成12年) 『高田郡誌』(大正2年)



写真2 常盤神社玉殿・第一殿 室町時代後期 高さ1.08m



写真3 常盤神社玉殿・第三殿

編集後記
バスや電車、新幹線や飛行機。自家用車での移動が多い私は、公共の乗り物に乗ると、少しだけ旅行に行くような気分になります。車中には、日ごろ読みたいと思っていた雑誌や本を持ち込みます。読みきれないとは分かりつつ、ついでに準備してしまいます。▼学生時代は、高速バスに乗って広島市内まで通学していました。寝過ごしして三次まで数回行ったことも、今では良い思い出です。もう10年前のことですが、高速バスに乗ると、今でもそのころのことを懐かしく思い出します。▼合併して、利用回数が増えたものに、JR芸備線があります。それまでは駐車場の利用の仕方が分からなかったため、あまり乗りませんでした。知るとものすごく便利で、生活の幅が広がった気がしています。▼JR可部線が廃線になったのは、まだ記憶に新しいことです。しかし、安芸高田市内の公共交通にもすぐ近くに迫った問題なのかもしれません。みんなで乗ることが公共の乗り物を守ります。昨年から美土里町の道の駅に高速バスが乗り入れになりました。今度は道の駅に車を止めて、広島や大阪へ行ってみようと考えています。

人輝く・安芸高田

あきたかた2

A K I T A K A T A

FEB 2006 No.24

記録的な大雪に襲われる

12月としては記録的な大雪が降りました。12月4日にはじめて雪が降り、17日から18日にかけてと、22日から23日にかけて特に多くの雪が降りました。市の北部美土里町の旧生桑小学校周辺では積雪量が最大で1メートルをこえ、市の南部の向原町でも30cmを超える積雪となりました。

この雪のため、建物が倒壊したり、屋根が壊れたり、また、ビニールハウスがつぶれるなどの被害がありました。市内の一部小・中学校では、休校や、始業時間を遅らせる影響も出ました。

発行編集

安芸高田市

企画課

T731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

Tel.(0826)42-5612

Fax.(0826)42-4376

http://www.akitakata.jp/

平成17年分 申告相談



住民税(市県民税)の申告相談が始まります。平成18年1月1日現在、安芸高田市に住んでいる人で、次に該当する人は、最寄りの相談会場で、平成17年中の収入などを申告してください。

- 申告の必要な人
 - ① 農業、商工業など自営業の人
 - ② 年金、地代、パートなどの収入があった人
 - ③ 給与以外の収入(農業など)のあった人
 - ④ 給与支払報告書が未提出の人
 - ⑤ 医療費控除などを受ける人
- なお、税務署で所得税の確定申告をされる人は、安芸高田市への申告は不要です。
- 申告のとき必要な書類など
 - 印鑑
 - 給与の源泉徴収票またはこれにか

月	日	曜	甲田町	向原町
2	15	水	小原中央集会所 【午前】6区 【午後】9区	戸島地区生活改善センター 戸島4・5
	16	木	【午前】3区 【午後】8区	戸島6・7上下
	17	金	【午前】7区 【午後】2区	戸島2・3
	20	月	【午前】1区 【午後】5区(上高地)	ふれあいプラザ長田 長田2・3・4
	21	火	【午前】4区 【午後】10区	長田5・6・7上下
	22	水	【午前】18区 【午後】24区	改善センター 保垣1・2
	23	木	【午前】21区 【午後】27区	保垣3・4・5
	24	金	【午前】20区 【午後】23区	多目的集会所 有留1・2・3・4
3	27	月	【午前】25区(上庄) 【午後】25区(道木)	有留5・6・7
	28	火	【午前】26区 【午後】22区	多目的集会所 寺山地区 坂10・11・12
	1	水	【午前】28区 【午後】19区	坂13・14
	2	木	【午前】11区 【午後】14区	戸島1・8
	3	金	【午前】12区 【午後】13区	坂16・17 戸島9・10・11
	6	月	【午前】15区 【午後】17区	長田1・8
	7	火	【午前】16区 【午後】5区(下・中高地)	坂1・2駅上下
	8	水		坂7・8上下
9	木		坂4・5・6	
10	金		坂3・9・15上下	
12	日		上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
13	月		上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
14	火		上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
15	水		上記の日程で「申告相談」ができなかった人	

月	日	曜	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町
2	15	水	丹比生活改善センター 【午前】中原、沖原、久保地 【午後】甲田、相合1・2・3・4・5班			エココミュニケーション川根 【午前】三田林・上梶矢・下梶矢 【午後】上竹貞・下竹貞・下川根・山根
	16	木	【午前】西浦上・下 【午後】後相合、山部、印内	【会場】根の谷集会所(レストハウス) 本郷・根の谷	生田集会所 上青・中青・下青・程原・出店・上市	【午前】直会・田草 【午後】谷口・下宮・杉の原
	17	金		下根集会所 実宗・出口東・出口中	生田集会所 下市・石丸・山崎・助実・中市	【午前】行部・薬師・亀谷 【午後】二重谷・栃原・篠原・歌ヶ谷
	20	月	【午前】上竹原、山手西 【午後】徳田、上小山	出口西・寺の下	【会場】桑田の庄 是光・日南・上音地・下音地・上城	【午前】東城・すだれ 【午後】切田・中原・深渡
	21	火	【午前】西浦上、山手沖 【午後】上中馬、常楽寺	高平寺・上高平寺・殿前市宮住宅	【会場】智教寺老人集会所 智教寺・大所(11時～15時)	【午前】上城・土居谷 【午後】日南側・粒原1・粒原2
	22	水	【午前】山手日南上、本谷上、本谷中 【午後】上福原、常友日南	末石・日南下	農協旧北支所 栃木・市・中北日南上・下叶口・上叶口	【午前】上沖城・下沖城 【午後】上仁王丸・下仁王丸・山田
	23	木	【午前】山手日南上、宮之城、本谷下 【午後】下福原、下小山	日南中・日南上・東邦団地	中北日南下・中北陸地上・中北陸地下・上郷・山田・叶谷	【午前】穴戸城・後岡城 【午後】細河内・宮迫
	24	金	【午前】上・下新屋郷、下中馬上 【午後】山手中、甲元、下中馬下	市下・市裏・市表	下郷・貝原・雁子原・畠田迫・下北陸地・九文久	【午前】仲仙道・常広 【午後】茂谷
3	27	月	【午前】小草、表桂、井山、十念 【午後】中東、長屋口、谷桂、桂市峠	土井・余井・平原	高齢者コミュニティセンター 重信隠地・重信日南・清田・竹之内・鳥信	【午前】行田・向原 【午後】後迫・来女木市
	28	火	【午前】上市、石原1・2 【午後】久保、高野、横山	水無・五郎丸・下佐々井	岡の原・横呂・横田住宅・成谷・寺川	【午前】土居之内・田屋郷・上用地 【午後】下用地・叶谷日原
	1	水	【午前】下市、入江沖、長屋1・8 【午後】下入江、向桂	門出・谷の城	原・隠地・川撫・向井・奈良谷・瀬木	【午前】中之郷・上福田 【午後】下福田・島之尾
	2	木	【午前】津々羅、室坂 【午後】中馬河内、千川、日南	みどり会1・2・3・4・中佐々井	下日南・上日南・下市・上市	【午前】水谷松之尾・下舟木 【午後】所木・五十貫部・三田谷
	3	金	【午前】川原、市場上・中 【午後】隠地、於手保	安森・上佐々井	中原・道円田・下塩瀬・上塩瀬・亀谷	【午前】門田・前川・雇用促進住宅 【午後】上野吉広・志部府・竹部迫
	6	月	【午前】2丁目、4丁目、高橋、柿原、柳原 【午後】左内、上迫、六日市、雇用促進住宅(常友、郡山)	宮の下・宮の上・古屋	増屋・広森・有藤・小谷・引地	【午前】下式敷・れんげガーデン 【午後】野部
	7	火	【午前】1丁目、5丁目、内堀、外堀 【午後】大賀屋、西土手、大浜、三矢タウン	国安・中の谷	矢賀上・矢賀下・岩倉・宝前	【午前】下房後・表郷 【午後】勘部・新迫
	8	水	【午前】新町上・中川手、四軒屋、上園司 【午後】下園司、古市、3丁目、新町下	刈田地区生活改善センター 上谷・山梨・北原	高浜・砂田・金屋・上河内	【午前】後側・房後粒原 【午後】上式敷
9	木	【午前】上下太郎丸、川向、浄安寺東 【午後】浄安寺西、青迫、坂巻	日南・日南団地・化正面・下ときわ・上ときわ・前田住宅	鉄井・橋上・塩貝・下黒滝・上黒滝	【午前】野々原・原山 【午後】上羽佐竹	
10	金		大まき・横路住宅・上恩地・下大又・上大又		【午前】中羽佐竹・信木 【午後】下羽佐竹	
12	日		全地域		上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
13	月	上記の日程で「申告相談」ができなかった人	【会場】下土師集会所 別所・中土師・黒瀬・下土師(上)・下土師(中)・下土師(下)		上記の日程で「申告相談」ができなかった人	
14	火		八千代人権福祉センター 上記の日程で「申告相談」ができなかった人			
15	水					

※2月15日から3月15日の間は、各会場で相談を行います。このため、税務課、各支所市民生活課の窓口では申告できません。

税務署からのお知らせ

- 平成17年分 申告期限
 - 所得税 3月15日(水)
 - 消費税・地方消費税(個人事業者) 3月31日(金)
 - 贈与税 3月15日(水)
- 申告書は自分で書いてお早めに
税務署では、納税者の方が自ら申告書を作成し申告していただく「自書申告」を推進しています。税務署や申告相談会場では記載方法などのアドバイスを行っています。また、申告書等ができるだけ早く郵送などにより提出してください。
- インターネットによる申告書の作成
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれば、申告書等が簡単に作成できます。
【国税庁ホームページアドレス】
<http://www.nta.go.jp/>
- 納税には、安心・便利な口座振替を
手続は、「預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、金融機関への届出印を押印した上で、預貯金先の金融機関又は税務署に提出していただくだけです。「振替日」：所得税4月20日(木)、「消費税・地方消費税」4月27日(木)
- にせ税理士にご注意ください
税理士でない人が、税務書類の作成・申告手続きの代理や、税務署などへ納税者の代理人として交渉するなどの業務を行うことは、法で禁止されています。

- 公的年金の源泉徴収票
- 生命・損害保険料の支払い証明書
- 社会保険料等の支払い証明書
- 医療費控除のための領収書
- 農業の収入および経費がわかるもの(領収書・預金通帳など)
- 17年中に購入した農機具などの領収書または販売証明書
- 小作料、雇人費などの証明書または領収書
- 身障者手帳(証明書)
- 公共事業で土地などを売却した場合、その価格がわかるもの
- 生命・損害保険満期証明書、年金保険証明書
- ※資料準備の関係上、できる限り割り当てられた日に申告してください。
- 都合の悪い人は、前日までにお手数でも税務課か各支所市民生活課へ連絡してください。
- 国民健康保険の加入者は
収入の有無にかかわらず申告をしてください。申告が無いと税の減額措置が行われなくなり、不利益を受けることがあります。
- 農業をしている人は
農業所得標準が、廃止されましたので必ず農業の収入及び経費がわかるものをご持参下さい。
- 年金所得を申告される方は
必ず公的年金の源泉徴収票をご持参下さい。

素敵な音楽がプレゼント クリスマスコンサート

12月23日(祝)吉田町の安芸高田市文化創造センター(ヤング・イン)でクリスマスコンサートが開催されました。7人の音楽家が、それぞれバイオリンやフルート、クラリネット、ピアノなどを演奏し、参加者にクリスマスプレゼントとして素敵な音楽を贈りました。

コンサートの中では、クラシックの曲からクリスマスソング、アニメの主題歌などが演奏されました。また、各楽器の紹介やソロ演奏など、参加者も身近に楽しめる内容になっていました。参加者からは「間近で生の演奏を聞くことができ、楽しい時間が過ごせた」と聞くことができました。



世界にはばたく志をもって サンフレッチェ広島新ユース生編入歓迎式

1月10日(火)、吉田コミュニティセンターで、4月からサンフレッチェ広島ユース入団予定者12名の編入歓迎式が開催されました。県内外から集まった中学3年生たちは、3学期の間を吉田中学校へ編入し、高校入試にのぞみます。

式の中で、佐藤教育長が「世界にはばたく志を持った人になってもらいたい」と歓迎の言葉を贈りました。新ユース生たちは自己紹介の中で「3年間、勉強もサッカーも一生懸命がんばる」と力強く抱負を語りました。



正月走れば福がくる 新春高宮虹の家族村マラソン大会

1月3日(火)広島ニュージージーランド村内を中心として、新春高宮虹の家族村マラソン大会が開催されました。昨年は雪の影響で中止だったため、2年ぶりの開催となりました。

ニュージージーランド村内を1周する1.5キロのコースから10キロのコースまでに約110人のランナーが参加しました。この大会に幼いころから参加しているという中学生は、「このニュージージーランド村の中は、上り下りが多いので、走っていて大変。今日は上位入賞目指してがんばります」とみんながそれぞれの目標を持って走っていることを教えてくれました。



広島県ラブリバー制度に 甲田町6区振興会が市内で第1号で認定

甲田町小原地域の6区振興会(72戸)の皆さんが、このたび、県の管理する河川の清掃や美化などをボランティア活動として行うラブリバー団体に安芸高田市ではじめて認定されました。

この地域の皆さんは、吉田口駅の正面付近の両岸約150mの河川を管理し、どろんこバレーや田楽、地域の祭りなど行事があるたびに、河川清掃活動を行っています。また、その他にも有志の皆さんで草刈りや植木の手入れなどの河川清掃活動も随時行っています。



よく書けた作品は冬休みの宿題に 吉田地区振興会主催の書き初め大会

1月5日(木)吉田公民館で、吉田地区振興会が主催した新年書き初め大会が開催され、小学校1年生から6年生まで約40名が参加しました。1・2年生は硬筆で、3年生から6年生は毛筆で書きました。

参加した子どもの一人は、「みんなで話をしながら楽しくできて、家で書くよりはかどる」と、笑顔で話していました。吉田町内ではほかに丹比地区、可愛地区でも行われ、中学生・高校生・一般も参加されました。一番よく書けた作品は、冬休みの宿題として学校に持って行きます。



今年も良い年になりますように 安芸高田市のお正月

新年を迎えて間もない1日の午前0時過ぎ、吉田町の清神社には大勢の人が初詣に訪れ、参拝を待つ人の列ができていました。安芸高田市内の2つの温泉にも多くの人々が訪れました。お正月の3日間でたかみや湯の森には約2,700人、神楽門前湯治村には約1,750人と、お湯につかってゆったりとお正月を過ごすというお客さんでにぎわいました。神楽門前湯治村では、獅子舞や餅つきなど正月ならではの催しも行われました。



ホット
な
話題

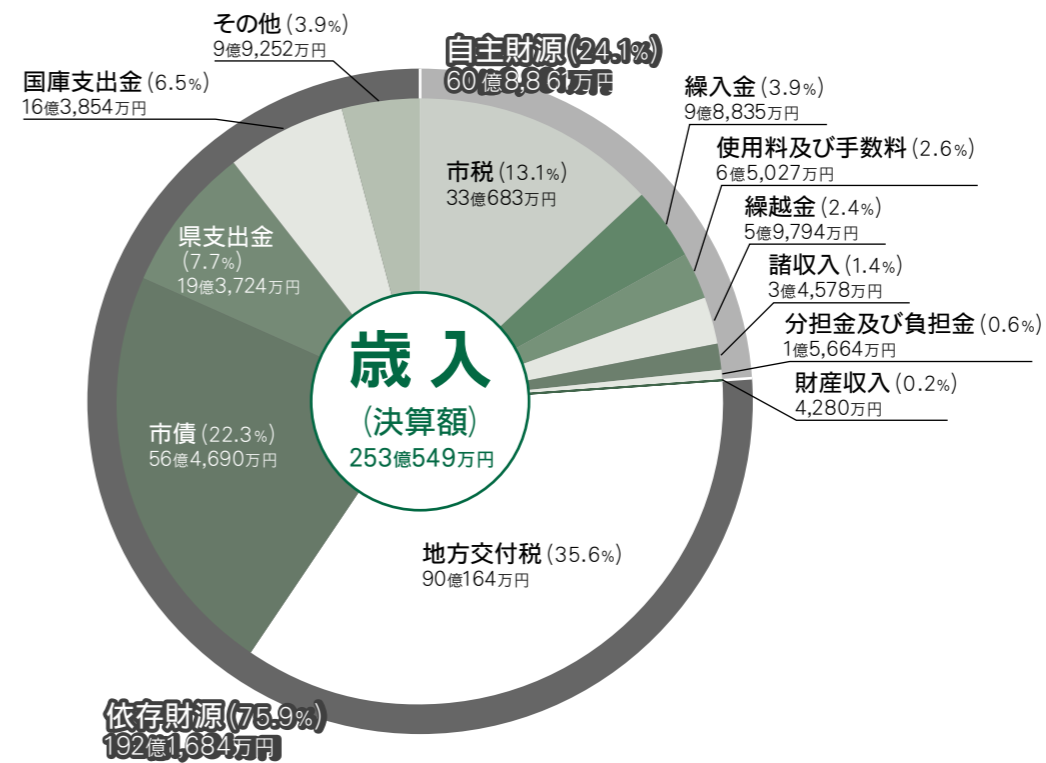
AKI TAKATA
My Town Topics

このコーナーは市内のいろいろな出来事を紹介するコーナーです。皆さんの身近な出来事を知らせてください。

連絡先
安芸高田市 企画課
TEL 42-5612

〒731-0592
安芸高田市吉田町吉田791番地
Eメール info@akitakata.jp

平成16年度 決算状況
普通会計（決算統計ベース）



※万円未満の数値を切り捨てているため、合計と少しの違いがあります。
※決算額は決算統計のルールに従って純計した数値です。

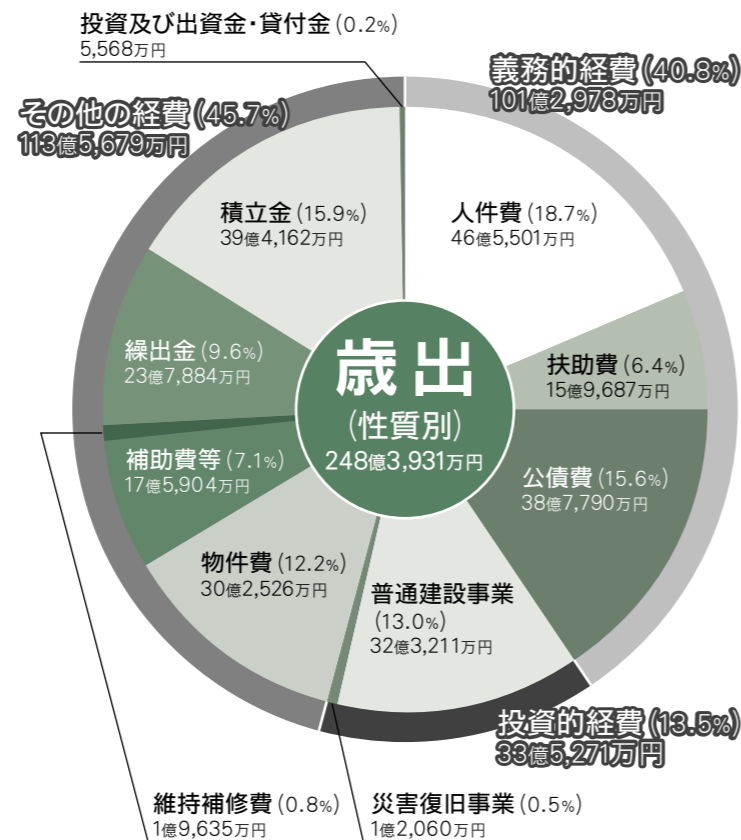
項目	15年度決算	16年度決算	前年度比較
歳入総額	262億 23万円	253億 549万円	△8億9,474万円
歳出総額	256億 228万円	248億3,931万円	△7億6,296万円
歳入歳出差引額	5億9,794万円	4億6,617万円	△1億3,177万円
翌年度繰越財源	1億3,008万円	3,252万円	△9,755万円
実質収支	4億6,786万円	4億3,364万円	△3,421万円

平成16年度の普通会計の決算額は、歳入が253億549万円、前年に比べるとマイナス3.4%、8億9,474万円減っています。また歳出は、248億3,931万円、前年に比べるとマイナス3.0%、7億6,296万円減りました。

歳入歳出差引額（形式収支）は、4億6,617万円の黒字です。この収支から翌年度へ繰り越す財源3,252万円を差し引いた実質収支は4億3,364万円の黒字となりました。

用語の説明

- 普通会計：一般会計と公営事業会計を除く特別会計の合計額。安芸高田市では、一般会計、コミュニケーション・プラント整備事業特別会計、飲料水供給事業特別会計が普通会計に含まれる。
- 自主財源：市の自主的な財源のことで、市税、分担金、負担金、使用料、手数料がある。
- 依存財源：国や県から交付されたり割り当てられたりする収入。
- 地方交付税：国の主要な税である所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の収入総額の一定割合の額を一定の基準に基づいて交付されるもの。
- 市債：市が国などから長期的にわたって借りる借入金。
- 義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、法令や性質により歳出が義務づけられた経費。
- 投資的経費：道路や公園、学校など公共施設の建設により将来に残るものに支出される経費。
- 扶助費：地方公共団体が各種法令にもとづき、被扶助者に対して支給する費用、単独で行っている各種扶助の支出。
- 公債費：地方債の元金返済や利子の支払いに要する経費。



※万円未満の数値を切り捨てているため、合計と少しの違いがあります。
※決算額は決算統計のルールに従って純計した数値です。

消防費	6億3,710万円	2.6%
●常備消防費	5,109万円	
●非常備消防費	9,355万円	
議会費	3億 948万円	1.2%
●議会運営費	1,445万円	
商工費	2億8,221万円	1.1%
●商工業振興事業費	4,294万円	
●観光振興事業費	1,589万円	
災害復旧費	1億2,060万円	0.5%
労働費	1億 180万円	0.4%
●緊急雇用創出事業費	6,318万円	
諸支出金	9,483万円	0.4%

部門別でみる主な使い道

総務費 65億8,393万円 26.5%

- 第2庁舎・総合文化福祉保健施設整備事業 372万円
- テレビ放送難視聴解消施設整備事業 925万円
- 地域振興支援費 6,431万円
- 外郭団体補助費 2億648万円
- 交通対策費 1億1,418万円

民生費 46億1,110万円 18.6%

- 社会福祉施設建設費 1億7,772万円
- 保育所運営費 8億3,034万円
- 児童館運営費 2,342万円
- 生活保護扶助費 4億6,638万円

公債費 38億7,792万円 15.6%

- 借入金の返済

農林水産費 23億5,103万円 9.5%

- 家畜排せつ物リサイクル施設建設事業 3億4,417万円
- 中山間直接支払事業費 2億9,986万円
- ほじょう整備事業 1億2,950万円

教育費 23億 884万円 9.3%

- 生涯学習推進事業 1,235万円
- 英語指導助手招致事業 2,551万円
- 屋内温水プール建設費 5億5,963万円

土木費 19億 151万円 7.7%

- 道路新設改良費 7億1,764万円
- 住宅建設費 4,562万円

衛生費 16億5,891万円 6.7%

- 塵芥処理事業費 3億1,850万円

人事行政

安芸高田市の給与・定員管理などの状況

平成17年4月に施行された「安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成17年度における安芸高田市の人事行政の運営等の状況を公表します。なお、詳細については、市ホームページまたは、市役所総務課、各支所の閲覧資料でご覧いただけます。

① 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成16年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成16年度	33,923人	24,839,319千円	433,644千円	4,655,012千円	18.7%

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
平成17年度	470人	1,969,054千円	720,723千円	811,551千円	3,501,328千円	7,450千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成16年4月1日現在)

	平成16年
安芸高田市	99.0
県内市平均	98.1
全国市平均	98.2

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の安芸高田市職員の給与水準を示す指数です。

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.6歳	356,800円	408,629円
技能労務職	43.7歳	340,600円	344,566円
消防職	42.8歳	354,601円	424,047円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
3 平成17年4月から平成18年3月までの1年間、職員の給料については、在級の別により1%~2%の給与抑制措置を実施しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成17年4月1日現在)

区分		安芸高田市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	177,400円	191,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	148,500円	160,200円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	148,500円	160,200円	136,600円	145,500円
	消防職	163,300円	177,400円	-	-

③ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安芸高田市	
1人当たり平均支給額(平成17年度)	1,744千円
(平成17年度支給割合)	
期末手当	3.0月分
勤勉手当	1.45月分
(加算措置の状況)	
職務の級等による加算措置・役職加算	5%~20%

(2) 退職手当(平成17年4月1日現在)

安芸高田市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置	2%~20%加算	
早期勤奨退職特別措置	3%~30%加算	
1人当たり平均支給額	17,678千円	

(注) 1 退職手当については、広島県市町職員退職手当組合で定められた条例により支給されています。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

⑤ 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

区分	職員数	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	363	355	△8
議 会	6	6	
総 務	130	129	△1
税 務	18	18	
民 生	129	130	1
衛 生	7	6	△1
農 業	20	21	1
商 工	4	3	△1
土 木	49	42	△7
小 計	363	355	△8
特別行政部門	64	61	△3
教 育	50	51	1
消 防	114	112	△2
小 計	114	112	△2
公営企業部門	11	13	2
水 道	28	27	△1
下 道	5	6	1
そ の 他	44	46	2
小 計	44	46	2
合 計	521	513	△8
	[523]	[525]	[2]

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

お問い合わせ：総務課人事給与係 ☎42-1136

財政

平成16年度 決算

会計ごとの決算の状況



一般会計

歳入 263億3,745万円
歳出 258億7,744万円

議会費、建設事業費、教育費など安芸高田市の行政運営の基本的な経費を計上した会計です。



国民健康保険

歳入 35億911万円
歳出 32億2,683万円

国民健康保険を運営する会計です。平成16年度末で加入世帯が7,822世帯、加入被保険者は14,187人でした。



老人保健

歳入 56億4,111万円
歳出 56億3,715万円

75歳以上の方の医療費の一部を負担する制度を運営する会計です。年度末の加入者数は7,440人で、加入者一人当たりの年間医療費は82万8,390円でした。



公共下水道事業

歳入 3億6,598万円
歳出 3億2,017万円

吉田の都市計画区域内の下水道事業を運営する会計です。平成16年度は国道54号線沿いの処理区域拡大の工事を行いました。



特定環境保全公共下水道事業

歳入 6億7,251万円
歳出 6億4,150万円

平成16年度は、八千代処理区は処理場の着手と継続事業の実施、甲田処理区は処理場の一部利用開始と区域の拡大工事、向原処理区は処理場の維持管理を行いました。



農業集落排水事業

歳入 8億8,858万円
歳出 8億5,558万円

平成16年度は吉田処理区の入江地区の処理場建設に着手し、向原処理区では向原地区の機能強化事業を、その他の地域では処理場の維持管理を行いました。



介護保険

歳入 30億1,506万円
歳出 29億7,930万円

老後の安心をみんなで支える介護保険制度を運営する会計です。介護が必要だと認められた要介護認定者は年度末現在で2,519人でした。



コミュニティプラント整備事業

歳入 1億3,655万円
歳出 1億3,077万円

し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を目的に、甲田処理区(吉田口)で平成16年から事業を行っています。



簡易水道事業

歳入 15億6,605万円
歳出 14億5,998万円

平成16年度の主な事業は、吉田・甲田給水区で管路新設工事、八千代・高宮給水区で老朽施設の改良工事、美土里(横田地区)給水区で水源調査を実施しました。



飲料水供給事業

歳入 717万円
歳出 678万円

高宮町の一部の地域の飲料水を供給する会計です。施設の改善、適切な管理を行い、使用者に安全でおいしい水の提供に努めました。



浄化槽整備事業

歳入 2億6,392万円
歳出 2億6,381万円

浄化槽の整備と管理運営を行う会計です。平成16年度は1,455基の浄化槽を管理し、163基を新設しました。

損益計算書	
収 益	2億7,591万円
費 用	2億3,968万円
特別損失	3万円
当年度純利益	3,620万円

貸借対照表	
固定資産合計	23億8,399万円
流動資産合計	3億406万円
資産合計	26億8,805万円
負債合計	1億9,136万円
資本合計	24億9,669万円
負債資本合計	26億8,805万円

水道事業
水道事業は、使用者の日常生活や社会活動を支えるために、欠くことのできない施設として、安全でおいしい水を安定供給すると共に経営基盤強化のため、効率的経営に努めました。

企業会計
企業会計とは、地方公営企業法の全部または一部の適用を受ける公営企業の会計をいいます。損益計算書と貸借対照表から成り立っています。安芸高田市では吉田町、甲田町の区域(一部)で地方公営企業法に基づき水道事業を営んでいます。

障害者福祉

障害者自立支援法

～障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして～

4月から障害者自立支援法がスタートします。これまでの、障害の種類(身体・知的・精神)や年齢で受けられる福祉サービスが決まっていた。この制度がはじまると、どの障害の人も共通の福祉サービスが地域で受けられます。

新しい制度のポイント

- ① 障害の種類(身体・知的・精神)にかかわらず、障害がある人びとが必要とするサービスを利用できるように、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ② 障害のある人びとに、身近な市町村が責任をもつて一元的にサービスを提供。
- ③ サービスを利用する人びともサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもつて費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実。
- ④ 就労支援を抜本的に強化。
- ⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化。

障害福祉サービスの利用者負担

サービスを利用したら、費用の定率負担として1割が利用者負担となります。ただし、所得に応じて月額上限額が決められていて、負担が重くならないようになっています。残りの9割は国や地方自治体が負担する仕組みです。

世帯の区分は：

原則として住民基本台帳を世帯の範囲とします。ただし、税制及び医療保険において、被扶養者でなければ別世帯の扱いとすることができません。

障害福祉サービスの利用者負担額(4月～) (上限額等は変更がある場合があります)

区分	月額負担上限額
生活保護(生活保護世帯)	0円
低所得1 (住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人)	15,000円
低所得2 (住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人)	24,600円
一般(住民税課税世帯の人)	37,200円

※同じ世帯に、複数のサービス利用者がある場合などでも上限額は変わりません。合算した自己負担額が上限額を超えた分は、高額障害福祉サービス費として支給されます。(償還払い方式)

※資産が一定以下の人には、申請により個別の減免があります。

障害に係る公費負担医療は「自立支援医療」に変わります!!

これまでの障害に係る公費負担医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)が自立支援医療に一本化されます。どの障害の人も自己負担は原則1割となりますが、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

※上限額等は変更がある場合があります。

世帯の単位は：

住民票に関係なく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。医療保険の異なる家族は、別世帯として取り扱います。

自立支援医療の自己負担額等(4月～)

世帯の区分	月額負担上限額
生活保護世帯	0円(自己負担なし)
住民税非課税世帯で本人年収が80万円以下	2,500円
住民税非課税世帯で本人年収が80万円を超える	5,000円
住民税(所得割)が20万円未満の世帯	医療保険の自己負担限度額と同額
住民税(所得割)が20万円以上の世帯	公費負担の対象外

住民税(所得割)課税世帯に属する人でも、重度かつ継続して多くの医療費負担が生じる場合は、月額上限額があります。例えば、①統合失調症、躁うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)の人②機能障害(腎臓・小腸・免疫)の人③医療保険の多数該当者の人

高額治療継続者(重度かつ継続)の自己負担額等

世帯の区分	月額負担上限額
住民税(所得割)が2万円未満の世帯	5,000円
住民税(所得割)が2万円以上20万円未満の世帯	10,000円
住民税(所得割)が20万円以上の世帯	20,000円

育成医療の自己負担額等

世帯の区分	月額負担上限額
住民税(所得割)が2万円未満の世帯	10,000円
住民税(所得割)が2万円以上20万円未満の世帯	40,200円

住民税(所得割)が20万円未満世帯の人の育成医療には、経過措置を実施します。なお、手続き等の窓口は県(芸北地域事務所厚生環境局保健課)になります。

施設サービスを利用する場合の、食費や光熱費などは原則全額自己負担です。

※施設入所者で生活保護・低所得1・低所得2の人は、申請により補給給付が支給され、負担が軽減されます。

※通所サービスを利用する、生活保護・低所得1・低所得2の人は、申請により食費の負担が軽減されます。

現行のサービス利用者の方へ

■居宅生活支援費を利用している人(身体・知的・児童)「ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど」

4月1日に一律に9月末までを支給決定期間とする新しい受給者証を交付します。(9月末までに10月以降の新たな支給決定手続きをしていただきます。)

■施設訓練等支援費を利用している人(身体・知的)

4月1日に一律に現行の支給決定の内容を引き継ぎ新しい受給者証を交付します。(18年9月末までに支給決定期間が終了する場合は、最長3年間の更新決定を行います。)

■精神障害者ホームヘルプを利用している人

3月末までに有効期限を9月末までとする支給決定を行います。(9月末までに10月以降の新たな支給決定手続きをしていただきます。)

※「居宅生活支援費」・「施設訓練等支援費」・「精神障害者ホームヘルプ」のサービスを利用されている人には、申請・減免申請に必要な書類を市役所から送付します。

【問い合わせ先】

社会福祉課障害者福祉係

TEL 42-5615

現行の公費負担医療利用者の方へ

■精神通院医療公費負担制度を利用している人

現在交付されている患者票が使用できるのは3月末までです。4月からは患者票にかわって受給者証が交付されますので、3月末までに申請手続きが必要となります。

■更生医療を利用している人

現在交付されている更生医療券が使用できるのは3月末までです。4月からは更生医療券にかわって受給者証が交付されますので、3月末までに申請手続きが必要となります。

※現在「精神通院医療費公費負担」と「更生医療」を利用されている人には、申請に必要な書類を市役所から送付します。

公共交通

公共交通機関を利用しやすく JR向原駅の新しい駐車場完成

安芸高田市では公共交通機関の利用促進を図るため、芸備線の駅や高速バス停などに駐車場を整備しています。このたびJR向原駅に新しい駐車場が完成しました。2月から申込受付をはじめます。



- 向原駅駐車場の利用は
 - この駐車場は、月極有料および一時利用有料駐車場です。利用許可を受けた車両が駐車できます。
 - 利用許可は市役所企画課(Ⅷ42-5612)または向原支所地域振興課(Ⅷ46-3112)で受け付けています。また各支所地域振興課からも申込みできます。
 - 駐車料金 1箇月3,150円 1回(1日)につき 1区画310円
 - 駐車中に生じた車両の滅失、または損傷などの事故があった場合、市はその責を負いません。
 - 指定された場所以外への駐車はご遠慮ください。
 - 他の車両の駐車を妨げないでください。
 - 駐車するときは、アイドリング・ストップをしてください。

意外に多い広島への便数。3つを合計すると100本以上
安芸高田市内から広島市を結ぶ公共交通機関は、JR芸備線、国道54号線のバス、高速バスの3つの利用があります。安芸高田市内を通過して広島市内へ向かっているバスや電車の本数は100本をこえています。自動車を家や駐車場に置いて、公共交通を利用してみたいはいかがでしょうか。※駐車できる台数や料金などは各支所地域振興課へお問い合わせください。

●JR芸備線

駅名	便数	広島市内への運賃				
		全	急	普通	急行	
向原駅	広島行	24	4	3	820	1,350
	三次行	24	4	4		
吉田口駅	広島行	18		1	950	-
	三次行	19		2		
甲立駅	広島行	24	4	3	950	1,680
	三次行	24	4	4		

●路線バス

駅名	便数	広島市内への運賃		
		平日	土休	
吉田出張所	広島行	32	30	960
	吉田行	33	31	
勝田	広島行	44	36	910
	吉田行	47	36	

●高速バス

駅名	便数	広島市内への運賃		
		平	土休	
美土里バス停	広島行	44	39	1,420
	三次行	41	36	
高田ICバス停	広島行	11	10	1,420
	三次行	10	10	
高宮バス停	広島行	43	38	1,430
	三次行	40	34	

駐車場を利用して通勤通学は公共交通機関での解消
公共交通機関を利用すると混雑の解消
公共の乗り物をみんなが使うと、少しでも混雑が解消され、交通事故も減少します。
■JRはほぼ時間通り運行
JRは交通渋滞もなく、ほぼ時間通りに目的地に着くことができます。
■きれいな空気。環境へのやさしさ
車を動かさないと、排気ガス

も減ります。環境にもやさしいこととなります。
■運転しなくてもよい自由な時間
運転しなくてもよい、自分の自由な時間が見つかるかもしれません。
■利用者が減るとなくなることも
公共交通機関も採算が必要で、利用者がいなくなると、走るのをやめることもあります。公共交通機関を大切な地域財産として、守るという気持ちを持つことも大事なかもしれません。

安全なまちで 安心して暮らす

安芸高田市で67人が委嘱を受けて活動している地域安全推進員。各地域のリーダーにテーマを設けて話を聞いています。
5回目となる今月は、甲田町の大前直行さんに、「危機意識」ということをテーマに話を伺いました。



おおまえ なおゆき 大前 直行さん (甲田町)

突然かかってきた電話で

家族が動揺してしまった事件

「交通事故をした」という、なりすまし詐欺の電話は我が家には2回もかかってきています。はじめて電話がかかってきたとき、私は留守をしており、電話には妻が出ました。電話の相手は息子になりました。電話の相手は息子になりすました人でした。「子どもをはねてしまった」と泣き崩れて言葉にならないような声で伝えてきたといいます。息子だと信じ込んだ妻は、すぐく動揺して震えながら話をしたと教えてくれました。必死で状況を確認する妻は、ふと車の種類を聞いたそうです。トラックで出かけていたはずの息子が、乗用車と答えました。そこでこれはおかしいと冷静になったといいます。もしも息子と条件が一致していたら、お金を振り込むことになっていたかもしれせん。

この事件のことを家族で話し合っていたため、2回目の電話がかかってきたときは、最初から冷静に話を聞くことができました。あまりにも冷静すぎ、電話の相手も「これはだめ

だ」と思ったのでしょうか。すぐに電話を切りました。
知らないから巻き込まれる
知っているとかの対応ができる
自分たちが体験したこともあり、

犯罪に巻き込まれる可能性はすぐ近くまで迫っていると実感しています。私たちが二度目のなりすまし詐欺の電話に冷静に対処できたのは、一度体験していたからです。知っていたから対処できました。しかし、犯罪に巻き込まれるのは、何も知らない一回目です。できるだけ巻き込まれないために、現在行われている犯罪の手口、方法などを知ることが大切でしょう。私は安全推進員として、警察や行政、他の安全推進員のみんなからしっかりと情報を得て、地域の皆さんに伝える役割を果たせたらと思っています。皆さんもいろいろなところから、情報を得て自分のこととして考えることも大切だと思います。現在を生きるものにとっては、親も子も地域みんなも、だれまかせにするのではなく、自分の安全は自分で守らなさいといけない時代だと感じています。

安芸高田市内で なりすまし詐欺 未遂発生



1月13日午後4時ごろ、市内の一般家庭に住む70歳の女性に、息子の仕事の上司を名乗る者から電話があり、「お宅の息子が会社の金を着服した。200万円を用意して郵便局から振り込め」などと現金の振り込みを要求されました。しかし電話を切った後、家族や親戚に相談したり、警察に110番通報したりしたことなどから、振り込む直前に詐欺であることに気づき、幸いにも被害はありませんでした。

もし、自宅にこのような電話がかかってきても、決して一人で振り込むことなく、必ず家族や、警察、市役所などに相談し、なりすまし詐欺の被害に遭わないよう注意しましょう。

「いつ自分が被害者になるか分からない」
この気持ちを頭のどこかに
おいておくことが大切だと思います。

甲田地域の地域安全推進員

大前 直行、住吉 二郎、富永 主計、國山 浩海、田村 元、狩山 芳彦、大久保紀子、木坂 一恵、小原 国男、永元 公恵、前川 敏成、反田 勉、塚本 邦彦、浅井 澄夫、菊地三子

介護保険

■要介護(要支援) 認定者数

平成17年3月31日現在

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者(65歳以上)	414	955	326	235	238	294	2,462
第2号被保険者(40歳以上65歳未満)	6	19	14	8	2	8	57
総数	420	974	340	243	240	302	2,519

(第1号被保険者数 10,696人)

■保険給付のサービス別決算状況と延べ利用者数

サービスの種類	決算額(万円)	利用者数(人)
居宅介護(支援)サービス	12億4,245	43,445
訪問通所サービス	7億7,169	24,187
訪問介護(ホームヘルプ)	2億2,621	5,151
訪問入浴介護	1,205	254
訪問看護	3,751	1,111
通所介護(デイサービス)	3億5,774	10,613
通所リハビリテーション	6,874	1,714
福祉用貸与	6,942	5,344
短期入所サービス	1億9,742	1,859
短期入所生活(療養)介護	1億9,742	1,859
その他サービス	2億3,865	16,902
グループホーム(認知対応型共同生活)・ケアプラン作成など	2億3,865	16,902
福祉用具購入費	470	226
住宅改修費	2,997	271
施設介護サービス	16億7,943	5,802
介護老人福祉施設	8億 867	2,910
介護老人保健施設	4億1,787	1,567
介護療養型医療施設	4億5,288	1,325
高額介護サービス費	1,571	
審査支払手数料	463	
合計	29億4,222	49,247

長寿から元気で長生き

平成16年度 決算から

介護保険制度が始まって5年が過ぎました。この間、要介護・要支援認定を受け、介護サービスを利用する人は確実に増え続け、現在は高齢者の約23%が要介護・要支援の認定を受けています。

介護保険のサービスに必要な経費は、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の保険料と公費(国・県・市の負担金)で負担しています。保険給付サービス以外の総務費などは、市の一般会計が負担しています。

第1号被保険者の保険料は、保険給付サービスにかかる費用の総額の18%(基本)を負担していただく事となっております。3年間の期間で設定をし、平成15年度から平成17年度は基準額が3,308円(月額)でした。

また、所得により基準額の0.5から1.5倍までの5段階になっています。納付方法は、高齢者の年金からの天引きと普通徴収(納付書納付・口座振替納付)に分かれています。65歳以上の方が平成16年度に納付してい

ただいた保険料は4億248万円、収納率は99.3%でした。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険者(国民健康保険、政府管掌健康保険、共済保険等)ごとに額を決定して、医療保険と合わせて社会保険診療報酬支払基金に納付をし、支払基金から各保険者に交付されます。

平成16年度における安芸高田市の介護保険の決算、認定者の状況、サービスの利用状況は次の通りです。

育児相談

月日・受付時間	会場	相談員	お知らせ
2月6日(月) 10:00~11:30	人権福祉センター(八千代)	保健師・栄養士 歯科衛生士	歯科相談あり(歯ブラシ持参)
2月7日(火) 10:00~11:30	基幹集落センター(高宮)	保健師・栄養士 歯科衛生士	歯科相談あり(歯ブラシ持参)
2月7日(火) 13:00~16:00	ふれあいセンターいぎの里(吉田)	心理判定員(子育て相談)	要予約(予約先:各支所保健師)
2月17日(金) 10:00~11:30 および 13:00~14:30	ふれあいセンターいぎの里(吉田)	保健師・栄養士 歯科衛生士	歯科相談あり(歯ブラシ持参)
2月20日(月) 10:30~15:00	吉田人権会館(吉田)	児童福祉司・心理判定員	要予約(予約先:広島こども家庭センター(TL082-254-0381)もしくは保健師)
2月22日(水) 10:00~11:30	山村開発センター(美土里)	保健師・栄養士 歯科衛生士	歯科相談あり(歯ブラシ持参)
2月22日(水) 10:00~11:30	ふれあいセンターこうだ(甲田)	保健師・栄養士	
2月27日(月) 9:30~11:30	向原保健センター(向原)	保健師・栄養士	

※2月6日・7日・17日・22日・27日は「4か月児相談」を同時開催いたします。(対象者には個人通知あり)
※育児相談はどこの会場を利用されても結構です。お気軽にご参加ください。

健康教室

月日・時間	内容	対象(概ね20組)	会場	申込み・お問い合わせ
2月14日(火) 10:00~11:30 (受付9:30~9:45)	幼児食生活「食育のすすめ」	1歳~未就学児	ふれあいセンターいぎの里(吉田町)	2月2日(木)~2月6日(月) 保健医療課 (TL42-5619)
2月22日(水) 10:00~13:00 (受付9:30~9:45)	乳幼児食生活「離乳食とベビーフード、体調が悪いときの食事」	3か月~1歳6か月未満児	向原保健センター(向原町)	2月10日(金)~2月14日(火) 向原支所市民生活課 (TL46-3113)
2月23日(木) 10:00~13:00 (受付9:30~9:45)	乳幼児食生活「集団生活に向けて」	3か月~未就学児	人権福祉センター(八千代町)	2月13日(月)~2月15日(水) 八千代支所市民生活課 (TL52-2113)
3月2日(木) 10:00~13:00 (受付9:30~9:45)	乳児食生活「体調が悪いときの食事」	3か月~1歳児	ふれあいセンターいぎの里(吉田町)	2月20日(月)~2月22日(水) 保健医療課 (TL42-5619)
3月3日(金) 10:00~13:00 (受付9:30~9:45)	幼児食生活「食育のすすめ」	1歳~未就学児	ふれあいセンターこうだ(甲田町)	2月21日(火)~2月23日(木) 甲田支所市民生活課 (TL45-5120)
3月8日(水) 10:00~11:30 (受付9:30~9:45)	「お口の健康」について	3か月~未就学児	山村開発センター(美土里町)	2月28日(火)~3月7日(火) 美土里支所市民生活課 (TL54-0313)
3月8日(水) 10:00~13:00 (受付9:30~9:45)	幼児食生活「食育のすすめ」	1歳6か月~未就学児	向原保健センター(向原町)	2月24日(金)~2月28日(火) 向原支所市民生活課 (TL46-3113)

子育てワンポイント 子どもに多い中耳炎

中耳炎は子どもに多い病気のひとつ。かぜをひきやすい寒い時期は、中耳炎にもかかりやすくなります。中耳炎は鼻水などの細菌が耳管を通って、中耳に感染すると起こります。中耳炎は放っておくと、音や声などが聞こえにくくなること(難聴)があります。

中耳炎の種類

- 急性中耳炎
主な症状は発熱・耳痛・耳たれ。慢性中耳炎
- 慢性中耳炎
急性中耳炎が治りきらず放っておくと、鼓膜に穴があいてしまう。耳たれが出る。
- 浸出性中耳炎
耳たれが耳管にたまって炎症を起こしたもので、耳がふさがった感じがする。
- 鼻水を取るように
小さな子どもほど症状をうまく伝えられません。耳をさわる・機嫌が悪い・呼んでも振り向かないなどの症状があれば、特に注意してみましょう。鼻水がでる時は、子どもに鼻をかませたり、保護者の方が鼻水を吸ってあげたりするのがよいでしょう。それでも鼻水が続く場合は、専門医を受診されることをお勧めします。

子育て支援

子どもたちは友だちと遊んだり、お母さんと遊んだり楽しい時間が過ごせます。そのかわり、お母さんたちは育児の悩みなど情報交換もできます。

■持ってくるもの お茶・着替え・タオル

日 時	保育所(園)名	内 容
2月1日(水) 9:00~11:00	ふなさ保育園 TL 57-0007	園庭開放
2月7日(火) 9:00~11:00	かわね保育園 TL 58-0259	園庭開放
2月10日(金) 10:00~12:00	吉田保育所 TL 42-0662	沖田孝司さんによるピアノ演奏と講話
2月14日(火) 10:00~12:00	吉田保育所 TL 42-0662	園庭開放
2月14日(火) 9:00~11:00	くるはら保育園 TL 57-1633	園庭開放
2月16日(木) 9:00~17:00	みどりの森保育所 TL 54-0880	園庭開放
2月16日(木) 9:30~11:30	向原こぼと園 TL 46-2018	園庭開放
2月20日(月) 9:30~11:00	吉田幼稚園 TL 42-2788	絵本の読みきかせ 向原町きらきら絵本館
2月22日(水) 10:00~12:00	吉田保育所 TL 42-0662	じゅんじゅん先生と遊ぼう!
2月22日(水) 9:30~11:30	入江保育園 TL 43-1011	園庭開放
2月28日(火) 10:00~12:00	吉田保育所 TL 42-0662	園庭開放

※子育てに関する悩み、相談も応じています。お気軽にお話ください。
※上記保育所(園)以外は、随時、園庭開放を行っておりますが行事の都合等がありますので保育所(園)にお問い合わせください。

健康診査

月日・受付時間	対 象	会 場	内 容
2月2日(木) 13:00~13:30	■生後4~6か月児 ■生後10~12か月児 ■1歳6~8か月児 ■2歳4~6か月児 ■3歳4~6か月児	人権福祉センター(八千代)	診察、身体計測、食事・歯など
2月9日(木) 13:00~13:15	■2歳4~6か月児	吉田人権会館(吉田)	育児全般における個別相談
2月15日(水) 13:00~13:25	■生後4~6か月児 ■生後10~12か月児 ■1歳6~8か月児 ■2歳4~6か月児	向原保健センター(向原)	
2月16日(木) 13:00~13:15	■1歳6~8か月児 ■2歳4~6か月児 ■3歳4~6か月児	基幹集落センター(高宮)	
2月23日(木) 13:00~13:15	■1歳6~8か月児	吉田人権会館(吉田)	

※都合によりお住まいの町以外で健診を受けたい方は市役所または各支所の保健師へご相談ください。
※対象者には個人通知します。



安芸高田市消防本部・安芸高田消防署
TEL 42-0931 FAX 47-1191
ホームページ <http://www.akitakata.jp/119/>

平成18年 安芸高田市消防出初式



昨年の出初式の様子

一年の災害に対する消防関係者の誓いをしめすとともに、市民の皆さんに消防の装備や訓練を披露することで、防火・防災の意識と、消防機関に対する信頼感を高めてもらうことを目的に、2回目となる安芸高田市消防出初式を開催します。

■とき 3月5日(日)
午前10時～
■ところ 安芸高田消防ヘリポート(吉田運動公園となり)

安芸高田消防署 12月の出動件数	
火災救助	2件 (33件)
災害救助	131件 (1,487件)
その他	5件 (31件)
	2件 (33件)

※下段の()は平成17年の累計

消防出初式 フォトコンテスト

平成18年安芸高田市消防出初式を撮影した写真を対象に、フォトコンテストを行います。詳しい内容はお問い合わせください。

■お問い合わせ
消防本部 防災課防災係

春季全国火災予防運動

3月1日から7日までの一週間は、全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。この時期は空気が特に乾燥します。また、風の強い日が多くなり、火災が発生しやすくなっているため、屋外での火の取り扱いには十分注意してください。



平成17年中の火災・救急件数

平成17年中の、安芸高田市内での火災件数および救急出場の状況をまとめました。

■火災件数 33件

【火災種別】

- 建物 9件
- 林野 4件
- 車両 2件
- その他 18件

【出火原因】

- 1位 火入れ
- 2位 たばこ
- 3位 火遊び・コンロ

■救急出場件数 1,487件

【救急種別】

- 急病 811件
- 交通事故 180件
- 一般負傷 157件
- その他(病院間搬送等) 288件



救急車は3台 救急車の正しい利用を

安芸高田消防署に、救急車は3台しかありません。急を要しない軽い病気やけがなどで救急車を利用すると、重病人を病院に運ぶのが遅れてしまうことがあります。

緊急時の市民の命を救うために、救急車は正しく利用しましょう。

住宅用火災警報器の設置

昨年末に各戸配布したパンフレットでお知らせしたように、新築の住宅には本年6月1日から、既存住宅には平成23年5月31日までに設置する必要があります。

警報器はホームセンターまたは消防用設備取扱業者などで販売されます。また、警報器は誰でも取り付けることができます。資格は必要ありません。ただし、100V電源の工事が必要なのは、資格者による工事が必要となります。

■お問い合わせ
消防本部 防災課指導係

お役立ち 情報

- 市役所本庁 TEL.42-2111(代)
(総務部、自治振興部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎 TEL.47-4021(代)
(産業振興部)
- 市役所第2分庁舎 TEL.47-1201(代)
(建設部)
- 市役所第3分庁舎 TEL.42-0049(代)
(教育委員会)
- 消防本部 TEL.42-0931(代)
- 八千代支所 TEL.52-2111(代)
- 美土里支所 TEL.54-0311(代)
- 高宮支所 TEL.57-0311(代)
- 甲田支所 TEL.45-4111(代)
- 向原支所 TEL.46-3111(代)

受賞



高齢者叙勲
瑞宝双光章
石井正巳さん(高宮町)
元 公立小学校校長

戦時中は朝鮮の国民学校などで7年間、戦後は高田郡内の小中学校で教員・校長として31年間勤務、教育の推進・発展のため努力を重ねられました。特に、「山間地の小規模校という環境に負けることなく、希望を持って勉強や児童会活動などに打ち込み、他校の児童に負けない気概を持って頑張る子どもを育成」といった、へき地教育の研究・実践に関する功績は大きいものがあります。

向原中学校の新谷彩さん 人権作文が全国入賞



向原中学校1年生の新谷彩さんの人権作文が、全国中学生人権作文コンテストで奨励賞に入賞しました。

新谷さんの作文は、広島法務局三次支局管内で478作品の中から広島県大会へ推薦される5作品に選ばれ、広島県大会で最優秀賞である広島法務局長章を受賞。法務省と全国人権擁護委員連合会が主催しているこのコンテストに広島県代表として推薦されていました。

催し物

八千代の丘美術館
センターギャラリー企画展
芸術農園「四季の里」八千代の丘美術館 TEL.52-3050

■第三回安芸高田市
児童・生徒自画像展
2月3日(金)～27日(月)
市内小中学校より応募のあった中から52点の入賞作品を展示。

※開館時間は午前10時～午後5時(毎週火曜日休館)
※入場料 無料

保健と福祉

各種相談・検診の日程
芸北地域保健所 保健課
TEL.0822-814-3181

「ひきこもり」の相談
■とき・ところ 2月22日(水)

安芸高田市民フォーラム

自治振興課 TEL.42-5617

■とき 2月11日(祝) 13:00～

■ところ フォルテ(八千代町)

■内容

- 活動展示報告(地域振興組織および各種団体)
- 活動の発表(わがまち物語)
- 地域の味交流会(会費制)



午後1時30分～3時30分
芸北地域保健所(事前連絡必要。予約制。秘密厳守)

HIV抗体検査

■とき・ところ 2月21日(火)
午前9時～11時 芸北地域保健所

休日・夜間当番医

《休日》午前9時～午後6時

2月5日(日)
中村医院(向原町)
【外科】胃腸科 TEL.46-5588

2月11日(祝)
横田診療所(美土里町)
【内科】TEL.54-0699

2月12日(日)
徳永医院(甲田町)
【外科】TEL.45-2032

2月19日(日)
平岡内科医院(吉田町)
【内科】TEL.42-0446

児玉眼科医院(吉田町)
【眼科】TEL.42-0226

2月26日(日)
井上内科医院(吉田町)
【内科】TEL.42-0005

【休日・夜間】24時間対応
吉田総合病院(吉田町)
【救急診療所】TEL.42-0636

※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問い合わせください。

お役立ち情報

- 市役所本庁
TEL.42-2111(代)
(総務部、自治振興部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎
TEL.47-4021(代)
(産業振興部)
- 市役所第2分庁舎
TEL.47-1201(代)
(建設部)
- 市役所第3分庁舎
TEL.42-0049(代)
(教育委員会)
- 消防本部
TEL.42-0931(代)
- 八千代支所
TEL.52-2111(代)
- 美土里支所
TEL.54-0311(代)
- 高宮支所
TEL.57-0311(代)
- 甲田支所
TEL.45-4111(代)
- 向原支所
TEL.46-3111(代)

不妊治療費の助成を行っています

芸北地域保健所 保健課
TEL(082)814-3181

広島県が指定する医療機関で、平成16年4月1日以降にはじめた、戸籍上の夫婦間の体外受精と顕微授精の治療にかかった費用に対して、1年度あたり10万円を上限に、2年間助成するものです。

申請は、治療終了後2か月以内に、住所地を管轄する芸北地域保健所で行ってください。

詳しくは、広島県健康増進・歯科保健室(TEL082-513-3078)か芸北地域保健所へお問い合わせください。

不妊専門相談センターをご利用ください

広島県健康増進・歯科保健室
TEL(082)513-3078

広島県では、不妊に関するさまざまな悩みの相談や、

募集

安芸高田市奨学金 平成18年度奨学生募集 学校教育課 TEL.42-0360

学習の意欲がありながら、経済的理由で高校・大学・その他の学校へ就学することが困難な方へ、学資金の一部を貸し付けます。

■奨学生の資格

- 独立して生計を営む奨学生が、扶養をしている家族が1年以上市内に住所があること。
- 高等学校などに在学していること。
- 経済的理由で就学が困難である者として別に定める基準に該当するものであること。
- 学習状況が良好であること。
- 国や地方公共団体が行っている、他の奨学金を受けていないこと。

■奨学金の申請

学校教育課か、各教育分室に申請書を取りに来てください。

断酒会 広島断酒ふたば会 中村忠

TEL.43-16005

■とき 2月10日(金)・17日(金) 例会午後7時〜9時

■ところ 吉田公民館

※詳しい内容は、お問い合わせください。

■申請書提出期限
4月20日(木)

■貸付の決定
収入状況などをもとに、安芸高田市奨学金審査会で審査し、決定します。申請者へは後日通知します。詳しくは、学校教育課へお問い合わせください。

電気通信サービスモニター募集

中国総合通信局電気通信事業課
TEL(082)222-3377

■応募資格 電気通信サービスに関心がある満20歳以上の方。(総務省、電気通信事業者勤務経験がある方とその家族は除く。)

■活動内容 アンケート(2回)への回答と会議(1回)への出席

■期間 平成18年4月1日〜平成19年3月31日

■応募方法 はがき・FAX・メールで、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、携帯電話可、メールアドレス(持っている方のみ)、年齢、性別

「食」のきんぽ道 「野菜を作って、食と心を育てよう」

安芸高田市食生活改善推進協議会

12月8日、船佐小学校でさつまいもを使ったおやつ作りをしました。これは、「自分たちが作った(栽培した)ものを、自分たちで調理して食べることで、食事に関心をもつ」ことを目的に船佐小学校で行われているもので、ヘルスマイトの関わりも7年目となります。

今回は低学年の子どもたち13名と先生、そしてヘルスマイト6名がさつまいも団子とポタージュをつくりました。

うれしそうに手を動かして、団子を丸める姿を見ながら「この笑顔がいつまでも続いて欲しい」と、食べる大切さなどを話しながら願わずにはいられません。 「これからもずーっと続けていきたいね」と、みんなが思った1日でした。



各種訓練講座受講者募集

広島北部地域職業訓練センター
TEL(0824)62-8500

■2月からじまる講座

- アクセス基礎(昼)・ワード&エクセル・表計算受験準備・JWICAD・エクセル基礎
- 定員になり次第、受付締切り。(開催日・時間・定員・受講料などは直接ご確認ください)

4月入校の訓練生を募集

県立三次高等技術専門学校
TEL(0824)62-3439

■受付期間
2月16日(木)まで

- 自動車整備科
- 建築科
- エクステリア左官科
- 溶接技術科
- OA事務科

1日人間ドック検診のお知らせ

保健医療課 TEL.42-5619

自らの健康管理のため1年に1回以上は健康診査を受けましょう。申し込み期間が、昨年までと変更になっていますので、ご注意ください。

■場所 吉田総合病院内
J A 吉田健康管理センター

■料金 男女とも20,000円
(安芸高田市国民健康保険被保険者の方12,000円)
※女性検診(乳がん・子宮がん)希望者は、1,050円追加となります。

■申込 J A 吉田健康管理センターへ直接電話で申し込んでください。TEL.42-5385

■申込期間 2月13日(月)〜4月21日(金)
午後0時から午後4時30分まで
(期間内、土・日曜日・祝日除く)

■実施期間 4月〜12月
(実施日は、申し込み時にご確認ください)
なお、総合健診は各支所とも6月〜7月の実施を予定しています。

献血にご協力ください

献血とは、輸血を必要としている患者さんに、皆さんが自発的に「無償」で血液を提供するボランティアです。

■とき・ところ

- 2月17日(金) 向原保健センター
9:30〜11:00 / 12:15〜15:30
- 2月27日(月) 八千代人権福祉センター 9:30〜11:15
八千代病院 13:00〜15:30

献血は多くの患者さんの命を救います。毎日多くの尊い生命が輸血により救われています。それは全て、皆さんの善意の献血で支えられています。

血液は人工的には造れません。日々進歩する医学。しかし、輸血用血液が人工的に造れるところまでにはいたっていません。多くの患者さんを救うためには、皆さんの理解と協力による献血がぜひとも必要なのです。

■お知らせ

- ★献血受付の際に、運転免許証・健康保険証など自身を証明できるものの提示をお願いしています。
- ★現在血液が不足しています。一人でも多くの方のご協力をおねがいたします。

児童館・児童クラブ入館・入会申込を開始

社会福祉課 TEL.42-5615

■入館・入会の基準

- 【児童館】小学1年生から6年生の児童が入館することができます。
- 【児童クラブ】保護者が労働などで昼間家庭にいない小学1年生から3年生。

■申込書の配布 2月20日(月)
社会福祉課か各支所市民生活課、各館・クラブで配布

■受付期間 3月1日(水)〜7日(火)

■受付場所 社会福祉課または各支所市民生活課

【児童クラブ】 ●イルカ児童クラブ(吉田町吉田) ●こここ児童クラブ(吉田町山手 可愛小学校内) ●郷野児童クラブ(吉田町上入江) ●めだか児童クラブ(美土里町本郷 美土里小学校内) ●小田東児童クラブ(甲田町高田原 甲田町中央公民館内) ●ひまわり児童クラブ(甲田町上甲立 シルバー人材センター内) ●小田児童クラブ(甲田町上小原 小田小学校内)

【児童館】 ●刈田児童館(八千代町勝田) ●根野児童館(八千代町上根) ●向原児童館(向原町坂)

※負担金・利用時間などご不明な点はお問い合わせください。

毎週水曜日は消費生活相談員の消費生活相談

消費生活に関する相談や商品サービスに関する苦情など、お気軽にご相談ください。専門の資格を持つ消費生活相談員が相談に応じます。

■とき 毎週水曜日 午前9時〜午後4時

■ところ 消費生活相談窓口 (市民部人権推進課内)

※水曜日以外(平日)は、市民部人権推進課もしくは各支所にお問い合わせください。

こんなことはありませんか… ご相談ください。

■送りつけ商法
昨日、宅急便が届いた。心当たりはなかったが一応受け取ってあけてみると、商品と代金振込用紙が入っていた。家族に聞いてもだれも注文した覚えがないという。代金を支払うしかないのだろうか？

■架空請求
債権回収業者を名乗るところから「総合消費料金未納分最終通達書」と書かれたハガキがきた。全く身に覚えがないが、本当に強制執行されるのだろうか？

■訪問販売
訪問販売で購入した商品の売買契約を解除したいのだが？

お役立ち情報

- 市役所本庁
TEL.42-2111(代)
(総務部、自治振興部、市民部、福祉保健部)
- 市役所第1分庁舎
TEL.47-4021(代)
(産業振興部)
- 市役所第2分庁舎
TEL.47-1201(代)
(建設部)
- 市役所第3分庁舎
TEL.42-0049(代)
(教育委員会)
- 消防本部
TEL.42-0931(代)
- 八千代支所
TEL.52-2111(代)
- 美土里支所
TEL.54-0311(代)
- 高宮支所
TEL.57-0311(代)
- 甲田支所
TEL.45-4111(代)
- 向原支所
TEL.46-3111(代)

環境と生活

浄化槽設置

申込の受付を行います

下水道課 TEL.47-1204

安芸高田市では、下水道などの集合処理と浄化槽の個別処理の事業で、環境汚染の原因となる生活排水をきれいにしています。現在、浄化槽整備事業では、平成18年度に設置を希望される方の設置申込の受付を3月1日から行います。

■受付先 下水道課または各支所業務管理課

■必要な物 印鑑

※浄化槽が設置できる地域は、集合処理区域外の地域です。区域の詳細は、下水道課または各支所業務管理課までご連絡下さい。

使わなくなったパソコンはパソコンメーカーへ出して下さい

市民生活課 TEL.42-5616
平成15年10月から、家庭で使わなくなったすべてのパソコンは、

パソコンメーカーなどが回収して、リサイクルを行うことになっています。きれいな状態でパソコンを引き取ることはできません。

送られてきます。(料金が必要な場合は料金を振り込み後)パソコンを梱包して郵便局へ持ち込むか回収してもらってください。

対象と料金

- デスクトップパソコン(本体)
- ノートブックパソコン
- 液晶ディスプレイ
- 液晶ディスプレイ一体型パソコン
- プリンター
- 一体型パソコン
- プリンター
- ディスプレイ

※平成15年9月30日以前のパソコンに限る。10月1日以降に購入したパソコンは、当初の購入時の費用に含まれていない。メーカーが無償で引き取り。

①回収の方法
パソコンのメーカーに申し込む。

※メーカーが分からないパソコンは、有責任中間法人パソコン3R推進センター(TEL.03-5282-7685)へ電話してください。
②専用の「ゆうパック伝票」が

国民年金の任意加入制度

希望すれば加入できる人もいます
三次社会保険事務所
TEL.0824-62-3107

■資格を満たしていない、満額を受けられない、60歳以上65歳未満の人

60歳になるまでに年金を受け取るための資格期間を満たしていない人は、この期間に不足期間を満たすことができます。また、すでに資格期間を満たしているが、年金額を満額に近づけたい人は65歳まで加入できます。
■海外に留学、居住している人
海外に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人は、希望すれば任意加入することができます。

①親族に依頼する場合
日本の最終住所地に親族(親、子、兄弟、姉妹など)

お知らせ

平成18年度から土地台帳の閲覧を廃止します
税務課 TEL.42-5614
■実施日 4月1日から

お知らせ

合併前の一部旧町からの引き続き業務として、土地台帳の閲覧を行ってきましが、安芸高田市では、個人情報保護の観点から廃止することになりました。
なお、登記内容が確認できる登記事項証明書などは、従来どおり、広島法務局三次支局で交付申請できます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

第8回特別甲斐金の請求はお済みでしょうか?

社会福祉課 TEL.42-5615
戦没者などの遺族に対して特別甲斐金(額面40万円、10年償還)が支給されています。
■対象者 戦没者などの死亡

2月7日は「北方領土の日」

総務課 TEL.42-5611
政府は、毎年2月7日を「北方領土の日」と定め、北方領土返還要求運動を進めています。この日、安芸高田市でもゆめタウン吉田店正面玄関で街頭啓発活動を予定しています。この機会に北方領土問題について理解を深めてゆきましよう。
※「世代越え心に願うは四島返還」平成17年度北方領土に関する標語(独立行政法人北方領土問題対策協会

市役所からおすすめの本

当時の遺族。平成17年4月1日で、公務扶助料や遺族年金などを受け取る方がいない場合、遺族一人。
※請求順位があります。詳しくは県庁接護窓給室または市役所の請求窓口へ。
■請求窓口 社会福祉課
または各支所市民生活課
■請求期限
平成20年3月31日
第6回・7回受給者も対象に
昨年6月に支払いが終了した、第6回または第7回特別甲斐金の受給者で、今回の特別甲斐金請求の手続きがまだの方は早めに相談してください。
※従前の受給者が平成17年3月31日

★吉田図書館

『おすぎとピーコの この映画を見なきゃダメ!!』
おすぎ/述 ピーコ/述
おすぎとピーコの二人によって語られる、厳しく優しい映画評論です。14年間にわたって雑誌に連載してきた記事が、「ラプストリー」「人間ドラマ」「コメディ」「ホラー/サスペンス」「SF/アクション」のジャンル別に、読みやすくまとめられています。

★田園パラッツォ図書館

『何のために生きるのか』
稲盛和夫/著、五木寛之/著
共に昭和7年生まれ、13歳で敗戦。その後、様々な精神的遍歴を踏み越えて、一人は作家、一人は実業家に。それぞれのジャンルで日本を代表するビッグな二人がここに出会い「魂の友」として縦横に語り合う。いま、生きる意味を問うすべての人に捧げる対談集。

★八千代図書館

『円満退社』
江上剛/著
人生最良の日は最悪の日!?笑うに笑えぬトラブルの連続に、サラリーマン人生を問う選択を迫られる岩沢…。はたして夢は成就するのか?哀歓に充ちたサラリーマンコメディの快作。

★甲田図書館

『NHK週刊こどもニュース'05』
日本放送出版協会
恐ろしい自然災害、政治と選挙、アスベスト、6カ国協議など、2005年の重大ニュースの真実と重要ポイントを、イラストを交えて分かりやすく紹介。大人も知りたい情報満載。

★美土里図書館

『ぼく、あいにきたよ』
明川哲也/著 児嶋サコ/画
ぼくではなくったぼくが、かたちをかえながらあいにいったのは、やっぱりおかあさんでした。小さな子どもの、親に対する愛情と悲劇のお話。

★向原図書館

『子どもが一週間で変わる親の「この一言」』
波多野ミキ/著
わがままな子ども、ちょっとした反抗をしてみせる子ども、あなたがこの一言を言うだけで、驚くほど変わりはじめます!子どもがどんどん“やる気”を見せます。

およろこび

地域	名前	性別	地域	名前	性別
吉田町	管田 匠昇	男	八千代町	上野雄太郎	男
	樋川 光希	男	美土里町	大塚 琉彪	男
	柿本 稜介	男	高宮町	古川 大悟	男
	佐賀 夢花	女	甲田町	山崎 優輝	男
	場正 大成	男		増田 和沙	女
	牛田 勘太郎	男		榎野 洋介	男
	平本 紗希	女		辻駒 陽	男
	奥村 妃那	女		下田 栞	女
	後藤 優希	男		大前福太郎	男
	岩田明輝人	男		京極 紗和	女
	武田実愛来	女	向原町	井口あかり	女
	芦田 尚希	男		川口 黎	女

おくやみ

地域	名前	歳	地域	名前	歳
吉田町	平林 克昌	62	八千代町	平田 秋子	92
	茶木原フサエ	74		泉 フジエ	81
	松原 増子	72		岡元ウメノ	96
	波村ミスエ	90		木下 昇	72
	松浦 鶴夫	76		沖川 周一	91
	三木 淳司	64		井川 卓治	74
	竹本トシエ	74		頓田美喜夫	83
	津澤 昭	75		小田 牧二	78
	浮田 弘子	71		大柿 一角	95
	小積チエミ	94		谷川 道枝	76
	藤原ミツエ	86		山下 勝治	62
	御園 正雄	89		常友 正幸	73
	丸山サカノ	97		井上カズノ	92
	岡本 只夫	83		増原オシマ	89
	井上スギ子	82		小野 一海	87
	三戸 挺三	79		村末 富雄	78
	清水 幾夫	79		谷口ツルヨ	88
	石橋キヨコ	94		沖田ナミエ	79
	小笠原ハルコ	95		宮川 充枝	91
	面川コタカ	90		小野 春雄	68
	三上ウテナ	95		濱田 虎雄	86
	川本 春人	82		古家ユウコ	85

このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、企画課 TEL.42-5612までご連絡ください。

市の人口

総人口	33,732人
男	16,240人
女	17,492人
世帯数	13,045世帯
平成18年1月1日	現在

今月の納税

固定資産税	4期
国民健康保険税	8期
納期限:	2月28日

各 支 所 発

高 宮 掲 示 板

高宮支所市民生活課 ☎ 57-0313 **高宮教育分室** ☎ 57-1803

【望会(リハビリ)の集い】 時間はいずれも13:30～15:30
 2月 7日(火) 田園パラッツォ
 2月21日(火) 美土里生涯学習センターまなび

【犬・猫の引き取り】
 2月9日(木) 9:00 安芸高田市高宮支所
 9:30 来原コミュニティセンター

【移動図書館】
 2月23日(木) 2月24日(金)
 13:15～志部府消防団詰所前 13:15～福田橋付近
 13:45～原山4叉路 13:40～円仏組前
 14:15～上式敷集会所 14:15～信木集会所前
 14:55～二重谷集会所 15:00～野々原 上川様宅前
 15:30～熊高組 15:25～茂谷
 15:50～竹貞集会所前 新田様宅車庫前

【おはなしタイム】 2月12日(日) 14:00～ 図書館
【図書館特別休館のお知らせ】
 1月30日(月)～2月8日(水)
 蔵書の照合点検作業や本棚整理のため特別休館します。

甲 田 掲 示 板

甲田支所地域振興課 ☎ 45-4112 **甲田教育分室** ☎ 45-4311

【犬・猫の引き取り】 2月9日(木)11:35 甲田支所

【心配ごと相談所】
 2月13日(月) 13:30～15:30 (行政相談委員・民生委員)
 2月27日(月) 13:30～15:30 (人権擁護委員・民生委員)
 ふれあいセンターこうだ相談室

【リハビリ】
 2月8日(水)・22日(水) 13:30～16:00
 ふれあいセンターこうだ

【健康相談会】
 2月21日(火)10:00～11:30 小原中央集会所
 13:30～15:00 ふれあいセンターこうだ

【移動図書】 2月10日(金)・24日(金) 15:30～17:00
 小田小学校、小原保育所、ケアハウス

【かみしばい会】 2月18日(土)14:00～15:30 ミューズ
【市民セミナー 輝らら】
 2月22日(水)13:30～ ミューズ
【男性の料理教室】 2月17日(金)甲田公民館

向 原 掲 示 板

向原支所市民生活課 ☎ 46-3113 **【寺山健康教室】**

【人権講演会】
 ■と き 2月26日(日) 13:30～
 ■と ころ 向原若者センター
 ■講 師 落語家 笑福亭伯鶴 さん
 ■演 題 伯鶴の錯覚人生反省記

【献血】 2月17日(金) 9:30～11:00/12:15～15:30
 向原保健センター前

【観音クラブ健康教室】
 2月2日(木) 10:00～11:30 ふれあいプラザ戸島

【長寿会健康教室】
 2月8日(水) 10:00～11:30 坂地区生活改善センター

2月10日(金) 13:30～15:00 寺山地区多目的集会所
【錦水健康教室】
 2月13日(月) 10:00～13:30 有留地区多目的集会所
【和光会健康教室】
 2月21日(火) 13:30～15:00 保健センター
【寿徳会健康教室】
 2月28日(火) 10:00～11:30 下長田老人集会所
【犬・猫の引き取り】
 2月1日(水)・15日(水)10:00 向原支所

情 報 掲 示 板

吉 田 掲 示 板

吉田運動公園 ☎ 42-1010 **市民生活課** ☎ 42-5616

【安芸高田市立小・中学校PTAソフトバレーボール大会】
 2月19日(日) 8:30受付 9:00開会式

吉田人権会館 ☎ 42-2826 **吉田教育分室(吉田公民館)** ☎ 42-2411

くらしの総合相談会【心配ごと相談・行政相談・人権相談】
 2月 2日(木) 10:00～15:00 (登記相談含む)
 2月16日(木) 10:00～15:00

保健医療課 ☎ 42-5619 **【リハビリ】**
 2月13日(月)・27日(月) 13:30～15:30 吉田人権会館

【生活習慣病予防教室】 2月15日(水) 9:30～13:00
 吉田運動公園 運動・献立の実習

【転倒骨折予防教室】
 2月3日(金)・17日(金) 丹比生活改善センター
 9:30～11:30

【犬・猫の引き取り】
 2月1日(水)・15日(水) 9:30 市役所本庁

【劇団バク「こぶとりじいさん」】
 2月8日(水)
 10:40開場 11:00開演 吉田公民館 2階講堂
 ○人形劇「こぶとりじいさん」
 対象は0歳から入園前児とその保護者・一般
 参加費は無料

【おはなし会】
 2月18日(土) 15:30～16:00 吉田公民館

安芸高田市立吉田図書館休館のお知らせ
 吉田公民館の取り壊しに伴う移転のため、3月1日から
 4月中旬まで休館します。ご迷惑をおかけしますが、
 よろしく願います。

八 千 代 掲 示 板

八千代支所地域振興課 ☎ 52-2112 **八千代教育分室** ☎ 52-2115

【行政相談所 開設】 2月20日(月) 13:00～15:00
 八千代保健センター相談室
 藤本謙治(TEL52-2048【自宅】)行政相談委員が相談に応じます。

八千代支所市民生活課 ☎ 52-2113 **【犬・猫の引き取り】**
 2月9日(木)10:50 B&G海洋センター

【献血】
 2月27日(月) 9:30～11:15 八千代人権福祉センター前
 13:00～15:30 八千代病院

【リハビリ】 2月8日(水)・22日(水) 13:00～15:30
 八千代人権福祉センター

【健康相談】 2月20日(月)10:00～11:30 本郷集会所
 13:30～15:00 下土師集会所

【健康教室プラス1】
 2月13日(月) 八千代人権福祉センター
 2月21日(火) 上根集会所
 時間はいずれも10:00～13:30 参加費100円

※米5勺・エプロン・三角巾を持参してください。
 動きやすい服装で参加ください。

【転倒予防教室】
 2月14日(火)・28日(火)9:30～11:30
 八千代人権福祉センター タオル・お茶などの飲み物
 持参。動きやすい服装で参加ください。

【移動図書館さわやか号】
 刈田地区 2月15日(水)／根野地区 2月16日(木)

【おはなし会】 2月11日(土)11:00～11:30
 八千代人権福祉センター研修室

【読書会】 2月11日(土)13:30～15:30
 八千代人権福祉センター研修室

美 土 里 掲 示 板

美土里支所市民生活課 ☎ 54-0313 **美土里教育分室** ☎ 59-2120

【リハビリ(にこにこ会)】
 2月 7日(火) 田園パラッツォ 13:30～15:30
 2月21日(火) まなび

【犬・猫の引き取り】 2月9日(木) 10:00 美土里支所

【立春式】 2月3日(金) 13:30～15:00 まなびホール

【げんき広場】
 2月 1日(水) 室内あそび
 2月15日(水) お別れ会
 2月22日(水) 絵本の読み聞かせ